

国の授業料支援制度

令和8年度 高等学校等就学支援金申請手続きご案内

高等学校等就学支援金の申請について、県より通知がありましたのでご案内いたします。

本年度より、国ではいわゆる「高校授業料無償化」として、高等学校等就学支援金制度より所得制限を撤廃することとなりました。なお**所得審査はなくなりましたが、申請手続きは例年通り行う必要があります。**また、**生徒本人の国籍や在留資格等の受給要件が追加されました。**つきましては、下記要領にて**必ず手続き**いただきますようお願い申し上げます。

1. 対象者別申請手続き方法

① 令和8年4月時点で在学する**日本国籍**の生徒

高等学校等就学支援金オンライン申請サイト e-Shien で申請

※ 新入生および昨年度臨時支援金を受給していた在校生の操作は、昨年度就学支援金を受給していた在校生と一部異なります。在校生に兄弟がいらっしゃるご家庭はご注意ください。

② 令和8年4月時点で在学する**日本国籍以外**の生徒

同封の「令和8年度 高等学校等就学支援金 在留区分申出用紙」を記入し、ご提出ください。

※ 日本国籍以外の生徒については、オンライン申請**ではなく**、申請用紙および必要書類の提出による書面申請となります。概要は同封の「大切なお知らせ 高校生の「授業料支援制度」が新しくなります。」の3~4ページをご参照ください。

2. 手続き期間

日本国籍

4月28日（火）～5月15日（金）

3. 支援対象金額

日本国籍

年間合計 456,000 円（授業料 38,000 円／月×12 か月）

4. 手続きの流れ（概要）

日本国籍

- ① オンライン申請システム e-Shien にログイン
- ② 意向登録（受給資格認定申請をする意思の有無）
- ③ 在校生受給資格確認

-----（申請手続き完了）-----

- ④ 埼玉県による審査完了（6月末頃予定）

※ 申請情報の確認・修正等がある場合、審査完了時期が遅れる場合があります。ご注意ください。

5. 支給方法

授業料については相殺とし、毎月の校納金から授業料 38,000 円を除いた金額で振替を行う予定です。したがって、**就学支援金の申請は必ず行ってください。**

なお、就学支援金等の申請状況および審査結果によっては、上記の限りではない場合がございます。手続き漏れのないよう、ご注意ください。

6. その他

- ◇ 埼玉県在住者を対象とした「埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金」については**別途申請が必要**です。例年7月上旬頃郵送にてご案内しますのでご承知おきください。なお**こちらは引き続き親権者全員の所得審査がありますので、所得や課税の有無にかかわらず、令和7年分の確定申告や住民税の申告がまだお済みでない方は事前に申告手続きをしてください。**
- ◇ 学校が知り得た個人情報、「高等学校等就学支援金」「埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金」及び「埼玉県私立高等学校奨学のための給付金」のご案内以外には使用いたしません。

《お問い合わせ先》

昌平中学・高等学校 事務室（担当：七戸^{しちのへ}）

〒345-0044 埼玉県北葛飾郡杉戸町下野 851

TEL 0480-34-3381（受付時間：月～金 9:30～16:00）